平成２３年（フ）第１３４号
熊本県八代市古城町2853番地23
債務者　髙瀬のぞみ（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２１７号
静岡県富士市富士見台２丁目６番地　市営住宅富士見台団地９―301号、前住所静岡県富士市今泉2771番地の１
債務者　山脇眞智子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第８５１４号
大阪市浪速区元町３丁目13番１号　松寿荘202号
債務者　川越　由美（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８６７号
大阪市住之江区粉浜２丁目９番18―407号
債務者　川村　貞夫
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８号
大阪市住之江区新北島４丁目２番３―809号
債務者　福嶋　良一
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６号
愛媛県喜多郡内子町内子3480番地
債務者　二宮　太一
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第１６３７２号
東京都足立区入谷８丁目17―２
債務者　森　　文子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４５９号
東京都豊島区要町３丁目35―７―302
債務者　田中　亮太
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８９７号
東京都墨田区太平４丁目13―３―402
債務者　小室　敏子（旧姓風間）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７４号
静岡市清水区大坪１丁目３番29号　コーポケイ３C、旧住所静岡市清水区西高町１番１号コーポエス207号
債務者　川端　茂雄
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６２号
静岡市清水区蜂ヶ谷404番地の３
債務者　平井美和子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７４号
静岡県掛川市中央３丁目185番地　ヒルズ菊206号、前住所大阪府東大阪市御厨東２丁目４番19号　グローリア八戸ノ里303号
債務者　吉原　　司
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
岡山市北区大学町２番15号　医大前第一ビル201
債務者　福島　政憲
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後２時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２１号
岡山市北区大学町２番15号　医大前第一ビル201
債務者　福島　花日
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後２時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１８０号
千葉県成田市三里塚御料１番地776　サンハイツ御料102
破産者　岩澤　英夫
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部